

○独立行政法人国立科学博物館不動産一時貸付の上野本館の特定の使用 目的に対する一時貸付料に関する細則

平成16年5月14日
館 長 裁 定

最 終 改 正
令和7年3月31日
館 長 裁 定

(趣旨)

第1条 独立行政法人国立科学博物館不動産一時貸付規程（以下「一時貸付規程」という。）第6条第5項の規定による上野本館の特定の使用目的に対する一時貸付料（以下「一時貸付料」という。）については、別に定める場合を除き、この細則の定めるところによる。

(一時貸付料)

第2条 特定の使用目的に対する一時貸付料については別表に定める。

2 館長が特別な事情があると認める場合は、一時貸付料を別に定めることができる。

(一時貸付料の減額)

第3条 独立行政法人国立科学博物館（以下「科学博物館」という。）は、次の各号のとおり一時貸付料を減額できるものとする。ただし、各号を併用することはできない。

- 一 科学博物館の活動目的に則した活動をしている団体で、科学博物館常勤職員が主要会員（委員等）である団体。一時貸付料総額から5割引。
- 二 科学博物館賛助会員の個人会員の内、プラチナ会員以上の特典として、一時貸付料総額から1割引。
- 三 科学博物館賛助会員の団体会員の内、シルバー会員以上の特典として、一時貸付料総額から1割引。

附 則

この細則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和7年4月1日から施行する。

別表

特定使用目的に対する一時貸付料

使用目的	一時貸付料（税抜）	使用可能施設	備 考
婚礼撮影	86,000円／1時間	会議室を除き、上野本館で一時貸付可能な施設全域。複数施設の利用も可。	2時間利用まで。光熱水料込。会議室も併せて使用する際は、会議室の一時貸付料金を1時間単位で加算する。

※清掃料、管理人員経費等が必要になる場合もある。